

違反建築をなくしましょう！

建築物を適法に建築するためには、建築確認を得なければなりません

建築主は、一定の建築物を建築しようとする場合、あるいは建築物の大規模な修繕等しようとする場合においては、その工事に着手する前に、その建築計画が建築基準法やその他の関係法令の基準に適合するかどうかを確認するために、建築主事に「確認申請書」を提出して、その確認を受けなければならないことになっています。

もし、確認を得ないまま建築を強行すれば、罰金に処せられるほか（建築基準法第99条第1項第1号）、特定行政庁によって、一定の手続きを経たうえで、建築主、請負人等に対して、工事停止命令、除却命令等の是正命令が出される場合があります。

※建築基準法

国民の生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や、建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。建築物を建てる場合には、必ず守らなければなりません。

※「特定行政庁」とは、簡単に言えば「建築主事がいる行政機関」のことです。

法律では、建物を建てようとするときには、「確認申請」を行って「建築主事」の確認を受けなければならないことになっています。この時に、確認申請書を提出する窓口が「特定行政庁」と呼ばれる行政機関のことです。

（建築基準法第4条では、人口25万人以上の市には、建築確認業務を司るために建築主事を置かなければならないことになっています。また、それ以外の市町村にあつては、任意に確認事務の一部を司ることができ、長門市では、平成21年から一部を司る『限定特定行政庁』として位置付けられ、建築確認事務の一部を担っているところです。）

※「建築主事」とは、

建築物の計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定いわゆる建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する国家資格者のことで、簡単に言えば、「確認に関する事務を司る建築職員」のことを言います。

「建築確認」を受けて「検査済証」を受理しましょう！

- 工事にかかる前に建築確認を受けなければなりません。
- 建築工事届も忘れずに。

市役所

① ↓ 確認済証の交付

「確認済証」を受理したので、工事に着手してください。

建築主 ⇒ 工事施工者

② ↓

- 工事着工は「建築確認」の後に行ってください。
- 工事中は確認済みの「表示板」を掲示してください。

工事着工

確認表示板

③ ↓

- 工事が完了したら、建築士は建築主に「工事監理報告書」を提出しなければなりません。

工事監理

④ ↓

「完了検査申請書」を忘れずに「建築主事」に提出してください。

※完了検査申請書が提出されなかった場合、建築主が罰せられることがあります。

⑤ ↓

完了検査申請書が建築主事に提出されると、建築主事は完成した建築物について所定の検査を行い、その結果、「建築基準関係規定」に適合していると認められる場合は、建築主に対して「検査済証」を交付することになっています。

※この検査済証がないと、建築物の使用制限を受けたり、公的融資を受けられなくなったり、また、当該建築物を売却する場合などで不利益を受けることがあります。

確認申請書受付窓口：長門市役所 建設部 建築住宅課 (0837-23-1149)